

財政援助団体等監査結果報告

[神戸コンベンションコンソーシアム]

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	よこはた和幸

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和4年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

神戸コンベンションコンソーシアム（以下「指定管理者」という。）における神戸市からの公の施設の指定管理（神戸国際会議場及び神戸国際展示場）に係る出納その他の事務で、主として令和3年度執行の事務

2 監査の期間

令和4年8月26日～令和5年3月17日

3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 神戸国際会議場及び神戸国際展示場（以下「施設」という。）

ア 神戸国際会議場

設置目的 神戸市における国際交流の推進並びに市民文化の向上及び福祉の増進を図る

所在地 中央区港島中町6丁目9番地の1

施設概要 敷地面積 6,759.14 m²
延床面積 神戸国際交流会館 28,925.20 m²のうち 17,044 m²
(鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階から地上11階のうち地上5階まで)
内 容 メインホール (座席部分 575 m² 692 席、6 か国語同時通訳設備、控室 5 室、リハーサル室)、国際会議室 (387 m²、6 か国語同時通訳設備、大型スクリーン)、レセプションホール (272 m²、立食約 150 人、パントリー)、中・小会議室 18 室 (40~233 m²)
開 設 昭和 56 年 3 月

イ 神戸国際展示場

設置目的 神戸市における産業貿易の振興及び経済交流の促進並びに市民福祉の増進を図る
所在地 中央区港島中町 6 丁目 11 番地の 1
施設概要 敷地面積 全体 26,806.71 m²
1 号館 10,199.99 m²、2 号館 8,548.71 m²、3 号館 8,058.01 m²
延床面積 全体 36,408.71 m²
1 号館 11,376 m² (鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 2 階)
2 号館 19,964 m² (鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階から地上 4 階)
3 号館 5,068.71 m² (鉄骨造 平屋)
内 容 全体展示面積 13,600 m²
1 号館 展示面積 1 階 3,000 m²、2 階 3,000 m²、会議室 1 室 (中 2 階)
2 号館 展示面積 3,800 m² (電動可動席 1,532 席)、会議室 4 室、パントリー 3、地下駐車場 200 台
3 号館 展示面積 3,800 m²
開 設 1 号館:昭和 56 年 2 月、2 号館:平成 3 年 3 月、3 号館:平成 18 年 5 月

(2) 指定管理者及び選定理由

ア 指定管理者 神戸コンベンションコンソーシアム

代表者 一般財団法人神戸観光局

(その他の構成員)

日本コンベンションサービス株式会社

株式会社神戸ポートピアホテル

イ 選定理由

神戸市の公の施設の指定管理者制度運用指針において、「施設のあり方の検討、施設の廃止

及び大規模改修の予定により、現在の指定管理者を継続して指定する（上限 2 年まで）場合」については、公募によらず指定管理者を指定できるとされている。

施設は、令和元年度における指定管理期間（平成 28 年度～令和元年度）以降に再整備の方向性を検討する予定があり、同指定期間の指定管理者である神戸コンベンションコンソーシアムの財務状況や今後の事業計画等を指定管理者選定評価委員会において総合的に評価したところ、良好で安定的な運営が期待できると認められたことから、業務遂行能力を有するものとして選定されている。

なお、次期指定管理期間については、公募による選考を行った結果、同指定管理者が引き続き選定されている。

- (3) 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日（2 年間）
 （次期：令和 4 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（4 年間））

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、施設に関する企画、誘致及び管理運営業務、施設の利用に関する業務（施設管理）、設置目的を達成するための業務の実施に関することであり、主な業務量の比較は第 1 表のとおりである。

第 1 表 業務量の比較

（単位 比率：％）

項 目		令和 3 年度	令和 2 年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率	
神戸国際会議場	国際会議	利用件数	8件	9件	△1件	△11.1
		参加のべ人数	23,753人	27,209人	△3,456人	△12.7
	国内会議	利用件数	296件	234件	62件	26.5
		参加のべ人数	42,979人	39,656人	3,323人	8.4
神戸国際展示場	利用件数	142件	115件	27件	23.5	
	日 数	209日	144日	65日	45.1	
	参加のべ人数	257,581人	213,185人	44,396人	20.8	

(5) 指定管理料等

指定管理業務に係る指定管理料等は第 2 表のとおりである。

第 2 表 指定管理料等の比較

（単位 金額：千円 比率：％）

	令和 3 年度	令和 2 年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	金 額		
指 定 管 理 料	—（利用料金制）	—（利用料金制）	—	—
利 用 料 金 収 入	575,423	427,755	147,667	34.5
修繕費超過負担金*	4,736	—	4,736	皆増

* 施設の管理運営等の業務に係る経費のうち、修繕費として年30,000千円を充て、修繕費総額が30,000千円を超えた場合、超過額について、神戸市が修繕費超過負担金として負担する協定となっている。

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は神戸市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する令和3年度の総合評価は5段階評価（AAA、AA、A、B、C）のうち、AA（提案内容の達成度や過去の運営実績との比較を踏まえ、概ね良好をやや上回る管理運営がなされている。）となっており、その所見は「コロナ禍により、会議のあり方やニーズが変わってきている中での運営となったが、様々な工夫や適切な投資を行い、利用者数も回復してきている。ホール自体も老朽化して条件が悪い中での成果は、評価できる。」となっている。

5 監査の結果

施設の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 指摘事項

ア 物品の管理を適正に行うべきもの

指定管理協定書第10条では、施設、設備及び物品の使用について、次のとおり定められている。

<p>(施設、設備及び物品の使用)</p> <p>第10条 甲（神戸市）の所有に属する2施設の施設、設備および備品、消耗品等の物品（以下「物品」という。）については、乙（指定管理者）に無償で貸与するものとし、乙は、それを利用者に貸し出し、利用料金収入とすることができる。</p> <p>2 乙は、2施設の管理運営等の業務に必要な物品を適宜購入、更新するものとする。なお、管理運営等の期間内に利用料金収入にて購入した物品のうち、管理運営業務に必要と甲が判断したものの所有権は、甲に属するものとする。また、新たな施設の魅力向上のための投資として、新たに設置・改修した物品等の所有権は、甲に属するものとする。</p> <p>3 甲の所有に属する物品については、乙は、神戸市物品会計規則及び関係例規に基づいて適正に管理しなければならない。また、乙は、甲が定める物品管理簿を備えて、その保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について甲に報告するものとする。</p> <p>4 乙は、物品について破損、不具合が発生したときには速やかに甲に報告するものとする。</p>
--

神戸市物品会計規則第8条では「物品管理者は、物品の受領又は交付の都度、物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならない」、第10条では「物品管理者は、その使用中の備品に備品番号票を付けて整理しなければならない。ただし、備品番号票を付けることができないとき、又は付けることが不適当なときは、備品番号票に準じて焼印、刻印、ペイント等により明示し、帳票との対照に便利ないようにしなければならない。」と定められている。指定管理施設にある神戸市の備品の物品管理者は神戸市所管局の課長等である。

指定管理者は、独自様式の備品台帳を作成し、神戸市に帰属する備品と指定管理者に帰属す

る備品を同じ備品台帳にて区別して管理している。また備品台帳を年度末などのタイミングで神戸市所管局へ提出していたが、次のような不備があった。

(ア) 新たな施設の魅力向上のための投資として、令和3年度に設置した神戸市に帰属する物品で、備品台帳に記載されていない物があった。

(事例)

高性能監視カメラ、防犯灯 新設・更新 4台 (神戸国際展示場) 5,014,900円 (税込)

(イ) 神戸市に帰属する備品について、備品番号票の貼付等がされていなかった。

平成29年度の財政援助団体等監査において、指定管理者である同共同事業体の代表者(合併前の一般財団法人神戸国際観光コンベンション協会)に対する監査で、施設の物品管理について、物品管理簿への記載漏れについて指摘しているが、同様の管理上の不備が繰り返されている。

神戸市所管局では、神戸市物品会計規則に基づく物品管理簿が整備されていなかった。

指定管理者は、同様の不備を繰り返さないよう徹底し、協定書、仕様書に基づく管理を適正に行うべきである。

また、神戸市所管局は、指定管理者の報告に基づき、神戸市物品会計規則に基づく物品管理簿に記載するべきである。また、指定管理者に対して備品番号票の貼付等により明示させ、神戸市に属する物品を特定、把握するべきである。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。